

立命館大学 経済支援給付奨学金 募集要項

(2016 年秋季募集)

— 今回募集する奨学金について —

修学奨励奨学金に代わる新しい経済支援奨学金で
年間授業料 1/4 相当額を修業年限まで給付

出願締切

2016 年 9 月 30 日(金) 17:00 迄

出願のために必要な書類(願書、貼付台帳など)は
各キャンパスの学生オフィスにて配布中

●お問い合わせ●

衣笠キャンパス 衣笠学生オフィス 奨学金係 研心館 2階	法学部/産業社会学部/国際関係学部/文学部/映像学部
	〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町 56-1 ◆TEL 075-465-8168/075-465-8494 ◆FAX 075-465-8169
びわこ・くさつキャンパス BKC 学生オフィス 奨学金係 セントラルアーク1階	経済学部/スポーツ健康科学部/理工学部/情報理工学部/生命科学部/薬学部
	〒525-8577 滋賀県草津市野路東 1-1-1 ◆TEL 077-561-2854/077-561-3972 ◆FAX 077-561-3954
大阪いばらきキャンパス OIC 学生オフィス 奨学金係 A 棟1階 AS 事務室	経営学部/政策科学部/総合心理学部
	〒567-8570 大阪府茨木市岩倉町 2-150 ◆TEL 072-665-2130/072-665-2347 ◆FAX 072-665-2139

問い合わせ時間 : 平日 9:30~17:00(土日祝日を除く) ※11:30~12:30は昼休みのため閉室
火曜日のみ 12:30~17:00

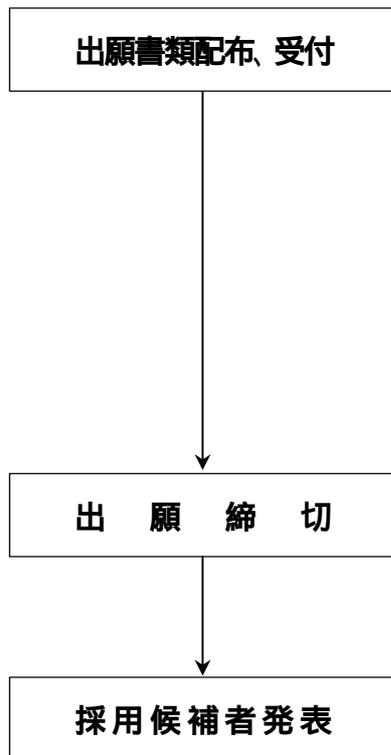
目 次

. スケジュール ~ 出願から採用までの流れ ~	P.1
. 奨学金の概要と募集について	
1. 奨学金の概要.....	P.2
2. 家計収入・所得の考え方、3. 選考方法.....	P.3
. 提出書類の準備、作成、提出について	P.4
願書記入例.....	P.5
. 家計に関する書類について	
1. 収入・所得に関する証明書類について.....	P.6
2. 収入・所得に関するよくある質問.....	P.7
. 家計に関する書類の説明	
1. 証明書類の一覧表.....	P.8
2. フローチャート.....	P.9
3. 家計に関する書類の説明	P.10
. 家庭事情に関する書類	P.16
参考資料 提出書類のモデルケース.....	P.17
巻末資料 巻末1 給与支払(見込)証明書	
巻末2 収入・所得報告書(自営業等その他所得の方用)	
巻末3 長期療養報告書	

< 個人情報の取り扱いについて >

今回提出される願書や家計状況を示す書類等の情報は、奨学金の選考に利用します。
また、今後の奨学金の募集案内においても利用する場合があります。
あなたの情報は、この利用目的の適正な範囲内においてのみ利用され、外部に提供することはありません。

スケジュール ~ 出願から採用までの流れ ~



2016年7月28日(木)~9月30日(金)

場所 各キャンパスの学生オフィス
(衣笠) 研心館2階
(BKC) セントラルアーク1階
(OIC) A棟1階AS事務室

時間 平日 **9:30~17:00** (土日祝除く)

(11:30~12:30は昼休みのため閉室)

*火曜日のみ12:30~17:00

*8月11日(木)~8月18日(木)は一斉休暇のため閉室

2016年9月30日(金) 17:00迄

締切厳守 締切後はいかなる理由でも出願は受け付けません

2016年12月26日(月)

【選考結果の発表】学生本人 CAMPUS WEBにて通知
保証人 普通郵便にて郵送
*事務室の掲示板等での発表は行いません

以下の場合には奨学金の採用取消または返還を求めます。

- *採用後に退学、除籍となったとき
- *大学の学生懲戒規程による懲戒を受けたとき
- *虚偽の記載などによる不正が判明したとき
- *修学の意味が認められない等、奨学金の受給が不適当と認められる場合

●奨学金についての連絡●

奨学金に関する連絡事項は、
原則「CAMPUS WEB」(学内システム)でお知らせします。
必ず各自チェックをしてください。

閲覧は学生本人のみとなります。

立命館大学 CAMPUS WEB ページ

<http://www.ritsumei.ac.jp/infostudents/>



奨学金の概要と募集について

1. 奨学金の概要

本奨学金制度は、学内独自の新しい給付型奨学金制度となります。

これまでの修学奨励奨学金から以下の点が大きな制度変更となっています。

この募集要項をよく読み、理解した上で、出願してください。

- 1) 給付期間：採用時から修業年限までの複数年給付に変更
- 2) 収入上限：出願資格として給与収入 600 万円以下、その他所得 197 万円以下に変更
- 3) 学業成績：修業年限内での卒業見込みのあること（出願後、大学にて審査）

(1) 目的：経済的理由により修学が困難な学生を援助することを目的とする。

(2) 奨学金の内容

給付内容	給付額 後期授業料の半額（年間授業料の 1/4）相当額 家計が特に厳しい学生に対して、後期授業料の全額（年間授業料の 1/2）相当額を給付できるように大学で検討しています。結果については採用発表時にご案内いたします。 給付期間 2017 年から修業年限まで 例）現在法学部 1 回生で採用となった場合、給付期間は 2 回生（2017 年学費）から 4 回生（2019 年学費）までとなります。
採用人数	約 1,000 名
出願資格 注 1	本学に在籍する 1 回生～3 回生の学部学生 （薬学部薬学科は 1 回生～5 回生） （立命館大学外国人留学生授業料減免の出願資格を有する者を除く） 家計基準 給与収入の場合：600 万円（税込）以下 その他所得の場合：197 万円以下（売上 - 経費の額） <u>父母の年間収入を合算した金額が上記基準に該当すること</u>
給付方法	後期授業料から差し引く方法で給付
併給不可	なし
学業基準	修得単位数から判断して修業年限で卒業が見込まれること。 （日本学生支援機構第二種奨学金の採用基準に準ずる）

注 1 休学・留学の場合の出願資格・受給権利の取扱いについては、各学部所属キャンパスの学生オフィスにご相談ください。留学、休学時の出願は妨げません。

2. 家計収入・所得の考え方

本奨学金は出願資格として、家計収入・所得金額の上限を設定しています。出願にあたっては、**父母の年間収入を合算した金額(家計所得)**が下記に該当すること。上限を越えている場合は出願資格がないとして、選考しません。

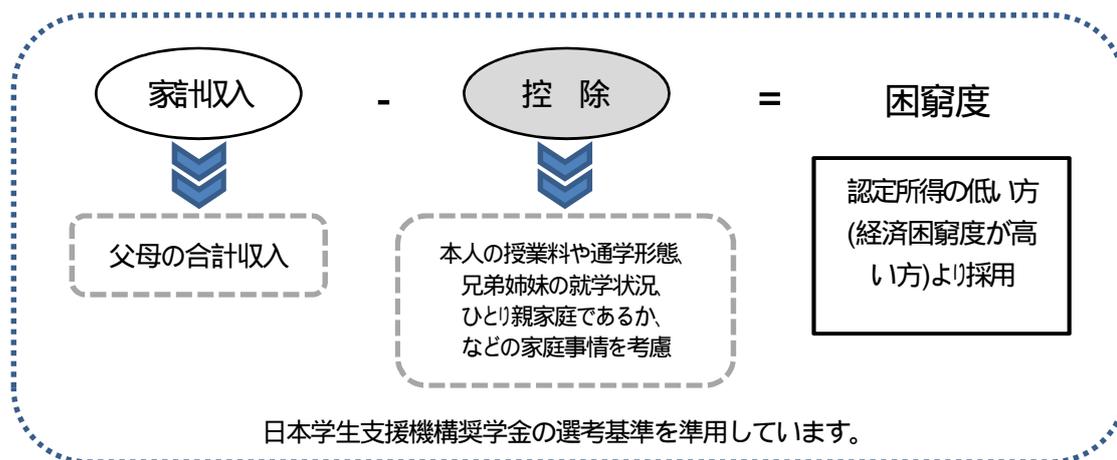
給与収入の場合	600万円(税込)以下
その他所得の場合	197万円以下(売上-経費の額)

給与収入、その他所得を同時に得ておられる場合は日本学生支援機構奨学金の基準を準用し、大学にて換算します。なお、条件を満たしていても全員が採用されるものではありません。下記の選考方法により採用者を決定します。

3. 選考方法

家計収入・所得より、以下の条件を数値化したものを控除し、「認定所得」を算出します。選考にあたっては、認定所得の低い方(経済「困窮度」の高い方)より、採用します。

- * 学生本人の授業料、通学形態
- * 兄弟姉妹の就学状況
- * ひとり親家庭であるかどうか
- * 障がい者、要介護者、長期療養者等の有無
- * 単身赴任にかかる費用など



【参考】 経済支援型奨学金の選考に関する考え方

Aさん (理工学部の下宿生) 家計収入：500万円 ・ひとり親家庭 ・兄：私立大学3回生	Bさん (経済学部自宅生) 家計収入：500万円 ・ひとりっ子
---	---

AさんとBさんは家計収入が同じでも
家庭事情によって選考における
優先順位が違います。

(Aさんの方が優先順位が高い(困窮度が高い)と審査されます)

提出書類の準備、作成、提出について

1. 提出書類

学生オフィス窓口で配布しています。

- (1) 「立命館大学経済支援給付奨学金（2016年秋季募集）願書」（A4サイズの水色の厚紙）
- (2) 各種証明書類貼付台帳

2. 各種証明書類の準備

- (1) **原則コピーを準備**してください。原票は確認用にお手元に保管してください。
- (2) 客観的に証明する書類を提出してください。
 - ・公的機関の発行する証明書類
 - ・その内容を証明する資格のある第三者による証明書類（勤務先会社・弁護士等の証明）

選考にあたっては公平・公正を期すために、所得・家庭事情などに関する証明は、その事情を証明する書類を提出する必要があります。本要項をよく確認のうえ、必要書類を準備、提出してください。提出いただいた書類は原則返却できません。
出願後に追加書類の提出が必要な場合があります。また、電話等でご事情を詳しくお伺いすることもあります。あらかじめご了承ください。

3. 提出について

- (1) **出願者本人が持参**してください。＜郵送出願、家族、友人による代理出願不可＞
ただし、留学あるいは休学中で本人出願が不可能な場合は、事前に学生オフィスに相談してください。
- (2) 出願は**所属キャンパスのみ**で受付いたします。
- (3) 締切日までに一部不足があっても受付いたします。ただし奨学金の願書（水色の書類）は、**必ず提出**してください。不足書類がある場合、いつ提出できるか受付担当者にお伝えください。

昼休みや授業前後の休憩時間は受付が集中するため、「休憩時間を避ける」又は、受付期間中の早い時期で「授業のない時間に出願する」など工夫をしてください。

9月29日、30日は受付が集中して大変混雑する恐れがあります。

待ち時間が1時間以上かかる場合もあります。出願は早めに行いましょう。

早めの出願が
安心ですよ！

4. 願書記入の注意事項

- POINT 1 書類は必ず**黒ペン**または**ボールペン**で記入すること
(鉛筆やシャープペンシル、消せるボールペンで記入された願書は受け付けません。)
- POINT 2 学生本人が記入すること
- POINT 3 印鑑は**すべて朱肉**を使って押印すること（スタンプ印の使用は不可）
- POINT 4 訂正する場合は、訂正箇所に**二重線**を引き、訂正印を押印してから正しく書き直すこと
- POINT 5 願書裏面にある「**家庭事情**」欄は、詳しく記入すること

記入例

*あくまでも各項目の記入例を示したもので各項目間の整合性はありません。

願書・表面

本人記入(黒ペン or ボールペン)

印鑑は朱肉で押印

2016年秋季募集 立命館大学経済支援給付奨学金 願書		学生証番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 - /		本人記入欄 スタンプ不可。必ず朱肉で押印して出願してください。		学部別 整理番号 ※大学記入欄	
		学部 経済 学科・学域 経済 1 1 経 済 経 済 /		ふりがな リッメイ タロウ 名前 立命太郎			
		生年月日 1998年4月3日生 (満19才)				大学記入欄 認定① / 認定② / データC /	

立命館大学 学生部長 様
立命館大学経済支援給付奨学金に出願するため、出願書類等を提出いたします。本書面に記載した事項に相違ありません。
なお、選考に必要な書類が期限内に提出できない場合は、提出済書類により選考されることに同意します。

<注意事項> ①2016年9月現在の情報を記入のこと。 ②表・裏とも必ず本人自筆のこと ③黒ボールペンで記入のこと
④訂正する場合は二重線を引き、訂正印を押印すること。 ⑤印鑑はスタンプ印不可。

本人住所 〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1 TEL () - () - () 携帯TEL (090)XXXX-XXXX E-mail tarou@mail.xxx.com		家族住所 〒874-8577 大分県別府市十文字原1-1-1 自宅 TEL (0977) XX-XXXX 父の携帯 TEL (080)XXXX-XXXX 母の携帯 TEL (080)XXXX-XXXX	
--	--	--	--

**単身赴任
には「印」
を記入**

学 生 者 氏名 立命太郎 年齢 45 年 年金 [有] 現在の職業 会社員 就業開始年月 1991年4月 勤務先名 R産業(株) 前勤務先名 [] 在職期間 []年[]月[]日 ~ []年[]月[]日		親 父 氏名 立命花子 年齢 43 年 年金 [有] 現在の職業 パート 就業開始年月 2010年7月 勤務先名 Rスーパー 前勤務先名 [R商事] 在職期間 [2015年10月~2015年9月]	
--	--	--	--

**2015年1月2日以降に転職
または退職した場合は、
前職の社名と在籍期間を記入**

本人を除く家族 続柄 弟 氏名 立命次郎 年齢 17 年 在学学校名 (2016年9月現在) 私立R高等学校 学年 3 通学形態 自宅・自宅外 立 立		年金の有無に○をする	
---	--	------------	--

願書・裏面

できるだけ詳しく、具体的に記入すること

家庭事情、その他特に説明を要することを中心に、出願に至った経緯を出願者本人が具体的に記入すること。 ※出来るだけ、詳細に記入してください。	
(全出願者 必須記入項目)	私の父はサラリーマンですが、父の給与だけでは生活が苦しいため、母も2ヶ所のパートを掛け持ちして家計を助けています。また、障害がいて持病も、まだ若い妹がおり、同居している祖父の面倒も母がみているので、教育費や医療費にお金がかかります。親の負担を少しでも軽減したいと思い、私もアルバイトをしていますが、学費と生活費の全てをまかなうには限界があります。安心して勉学に励むことができるよう、奨学金の受給を希望します。
【障がい者、介護認定者、長期療養者】 ※全出願者記入必須。以下項目全て有無いずれかに○記入。有の場合、証明書類のコピーもあわせて提出すること。	
障がい者	あなたの家族に障害者手帳を持っている方はいますか? → [有]・無] ※有の場合、下段記入! 本人との続柄 [弟] 障害の等級 [2] 障害年金 [有]・無] 特別児童扶養手当 [有]・無]
介護認定者	あなたの家族に介護者手帳(等級が要介護3~5)を持っている方はいますか? → [有]・無] ※有の場合、下段記入! ※要支援及び要介護1は該当しません。 本人との続柄 [祖父] 要介護 [等級] [1]・4・5]
長期療養者	あなたの家族に長期療養に該当する方はいますか? → [有]・無] ※有の場合、下段記入! ※長期療養者とは、持病等のため出願時において6か月以上往たり療養や通院の方(または、今後療養や通院を必要とする方)が該当します。(巻末の長期療養報告書と領収書)。 本人との続柄 [] 療養期間 []年[]月から []年[]月 傷病手当 続柄 [] [有]・無]
【特別控除事項】 ※該当する事項があれば要記入。証明書類のコピーもあわせて提出すること。	
ひとり親家庭	父親または母親が [生別・死別] 時期 []年[]月[]日 死別の場合の遺族年金 [有]・無] 月額 []万円 ※[有]の場合、年金の種類に○ → [基礎・厚生・共済・その他()] ※現時点で家計支持者が受給中の年金額を申告してください。 児童扶養手当 [有]・無] 月額 []万円 ※出願者本人の受給が終了しているが弟妹分を受給中の場合、「有」に○印を記入の上、月額を記入してください。
家計支持者の単身赴任	本人との続柄 [] 家賃月額 []万円 水光熱費月額 []万円
家計支持者が無職の場合 続柄 [] 時期 []年[]月[]日から無職 ※下段記入(口)に○し記入)	
1	□ 預貯金の総額 []万円 切り崩し月額 []万円
2	□ []からの援助月額 []万円
3	□ 雇用保険受給中 月額 []万円
4	□ 年金受給中 月額 []万円 年金の種類 []
5	□ 生活保護受給中 月額 []万円
6	□ その他生活費の出所 []

**訂正は、訂正箇所
に二重線で取り消して
押印し、書き直す**

家計に関する書類について

収入・所得の証明書類は、奨学金の選考をするうえで大切な必要書類です。収入・所得の内容を客観的に証明する書類を提出していただけない場合は、選考できません。提出する書類は所得の種類や家庭の状況によって各々異なりますので、8ページ以降の一覧表とフローチャートを確認し、書類を準備してください。全てコピーでかまいません。必要に応じて書類の追加を求める場合があります。

1. 収入・所得に関する証明書類について

(1) 対象者

父と母がいる場合 : 父と母 両方の証明書が必要です

ひとり親の場合 : 父または母(本人と生計を共にしている人)の証明書
父がいない場合は父母に代わる家計支持者の証明書を提出してください。

(2) 今回確認をする収入・所得書類の対象期間

平成27年1月～12月(原則)

ただし、平成27年1月2日から申込み時現在までに退職、転職、または就職(開業含む)等により収入状況が変わった場合、現在の月収・賞与などを考慮して提出された書類をもとに、1年分の所得金額に見合った額を推算します。

例)平成27年3月31日にA社を退職し、翌日4月1日から新しいB社に就職した場合

必要な提出書類 下記 を準備してください。

平成27年の源泉徴収票 退職したA社と新しいB社の2通分

(新しいB社が前職分もまとめて年末調整をしている場合は1通でよい)

平成28年度(平成27年分)の所得証明書

3月31日に退職したA社の退職証明書

(平成27年の源泉徴収票に退職の*がついているものでも可)

4月1日から就職したB社の給与支払(見込)証明書

解説 の書類で平成27年1年間の就業状況を把握します。源泉徴収票の支払金額の合計と所得証明書の給与収入額の一致を確認します。

次に、のA社退職証明書があることで現在A社から収入はないと証明ができ、の書類で収入状況が変わりB社の1年分の収入金額を確認できます。

のA社退職証明書を提出できない場合は、退職していることを確認できないため、A社の収入を引き続き得っていると審査します。必要な書類を不備無く揃えることで、選考におけるデメリットを防ぐことができますので、書類の紛失等でお手元がない場合は、再発行の依頼をして入手してください。

(3) マイナンバーについて

奨学金の手続きでは、マイナンバーが記載された証明書は受け取りません。 マイナンバー部分を隠したコピーを提出のこと。

2. 収入・所得に関するよくある質問

次ページ以降に収入・所得の証明書別に詳細な説明を記載していますので、問い合わせの多い事項と合わせて確認しながら書類を準備してください。

Q1	無職でも、所得に関する証明書類は必要ですか？	A1	必要です。所得金額が“0”と書かれた「所得証明書」を提出してください。
補足説明	扶養の範囲内の方も収入金額が記載された所得証明書が必要です。所得がなく「所得証明書」が発行できない場合は、 <u>総所得"0"</u> と記載された「非課税証明書」を市区町村役場にて発行し、提出してください。（課税額0と間違いやすいので注意してください。）		
Q2	高校・大学に在学する兄弟がいるうえ、家のローン等で家計が苦しいのですが考慮されますか？	A2	住宅ローン、その他のローンは考慮されません。
補足説明	本人以外の就学者の有無、通学先の区分（公立/私立）、通学形態（自宅/自宅外）は選考の際、控除の対象となります。		
Q3	パート等で複数の勤務先を掛け持ちしています。どうすればよいのでしょうか？	A3	全ての勤務先の源泉徴収票を提出してください。
補足説明	出願日時点で二か所以上で仕事をしている場合、全ての勤務先名と就業開始日を願書の勤務先欄に記入し、源泉徴収票（H27年1月以降に退職、就職した会社も含めて）を提出してください。		
Q4	自営業ですが確定申告をしておらず、書類が提出できません。	A4	奨学金の出願には必要です。税務署で確定申告をして提出してください。
補足説明	収入が少なく確定申告をしていない場合は、市区町村役所で「平成28年度 市民税（県民税）申告書」のコピーを確定申告書の代わりに提出していただけます。		
Q5	確定申告に源泉徴収票を使用したのですが、手元にないのですが、再発行はできるのでしょうか？	A5	源泉徴収票は再発行が可能です。勤務先に再発行の依頼をしてください。
補足説明	確定申告書に給与収入額が記載されていますが、源泉徴収票で就業状況を確認します。会社によっては源泉徴収票の再発行に時間がかかる場合がありますので、早めに手続きをしてください。		
Q6	児童扶養手当の現況届提出のため（年1回の確認時期）手元に証書がありません。どうすればよいのでしょうか？	A6	「保管証明書」と受給額が分かる「通帳のコピー」を提出してください。
補足説明	「保管証明書」は居住地の市区町村役所で発行できます。「保管証明書」に <u>決定した給付月額</u> の記載がない場合は、通帳のコピーも（不要な箇所は目隠ししてください）一緒に提出してください。		

家計に関する書類の説明

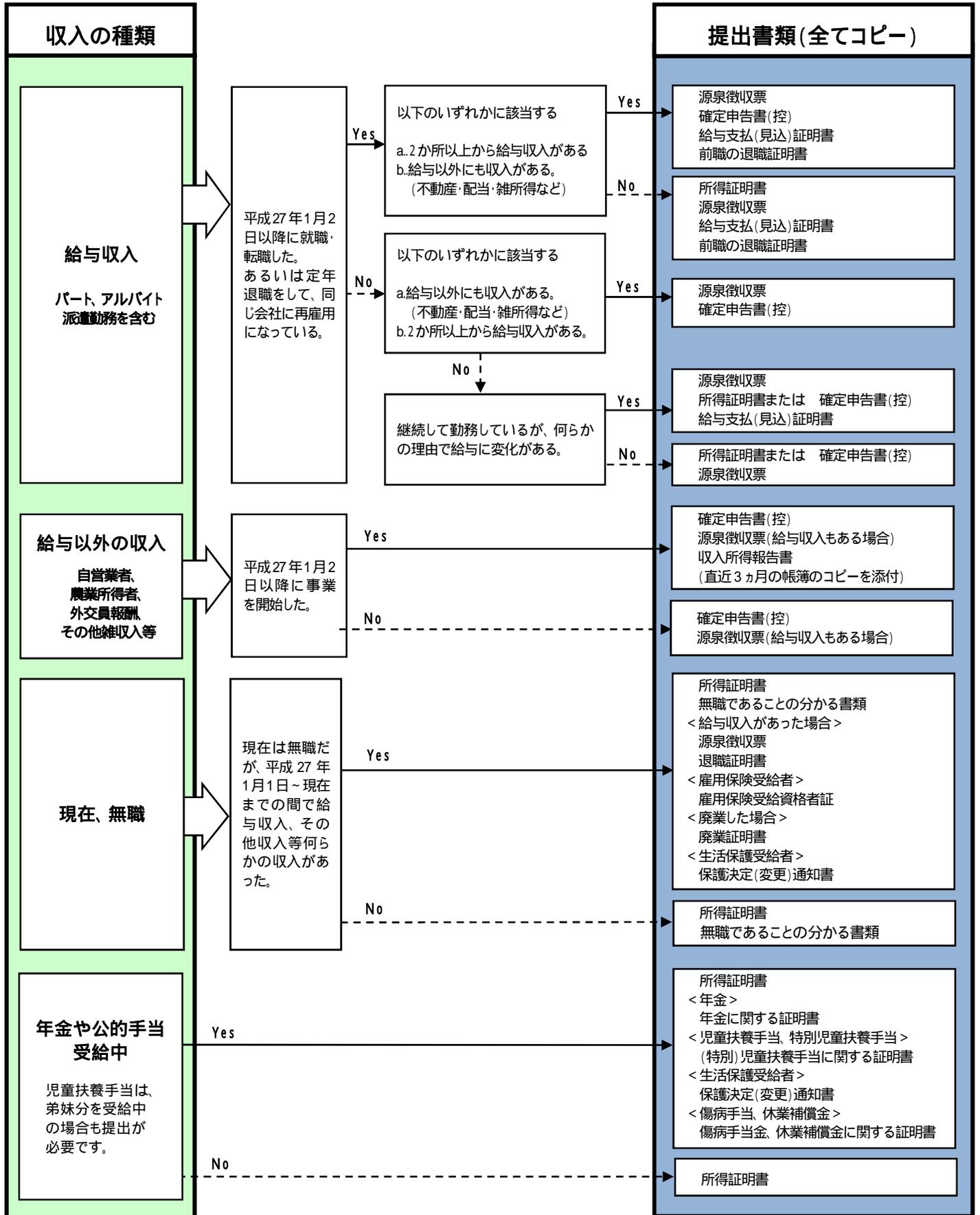
1. 証明書類の一覧表

- ・ “○” は必須。 “ ” は該当する方のみ提出してください。
- ・ 後方ページに、家計に関する各証明書類について詳細を掲載しています。

証明書類 (コピー)	本人の健康保険証	所得証明書 (最新のもの)	源泉徴収票 (平成27年分)	確定申告書 (平成27年分)	給与支払(見込)証明書 (巻末書式)	退職証明書	雇用保険受給資格者証表・裏)	収入・所得報告書 (巻末書式)	廃業証明書	児童扶養手当に関する証明書	年金に関する証明書	無職であること分かる書類	保護決定(変更)通知書
各書類の説明ページ	P.10	P.10	P.11	P.12	P.13	P.13	P.13	P.14	P.14	P.14	P.14	P.15	P.15
給与収入(パート・アルバイト・派遣含む)の場合													
平成26年12月以前から勤務開始し現在に至る													
平成27年1月2日以降から勤務開始し現在に至る													
平成27年1月1日以降に退職、その後再就職し現在に至る													
平成27年1月1日以降に退職し、出願時無職													
自営業・不動産・配当・農業・外交員・その他雑所得の場合													
平成26年12月以前から営業(勤務)し現在に至る													
平成27年1月2日以降から営業(勤務)し現在に至る													
平成27年1月1日以降に廃業(退職)し出願時無職													
年金・恩給・生活保護受給の場合													
年金・恩給を受給中													
生活保護を受給中													
無職の場合 (平成26年12月以前から現在まで全く収入がない方。扶養内の専業主婦を含む)													
無職(一切の収入なし)													

2. フローチャート

- ・「収入の種類」から、Yes・Noに従って矢印を進み、記載の書類を確認・準備してください。
- ・「収入の種類」が複数ある場合は、それぞれに該当する書類を全て準備してください。



3. 家計に関する書類の説明

本人の健康保険証

- 出願者本人の氏名、保険加入者氏名、有効期限(国民健康保険のみ)の記載されている箇所が必要です。

最新の所得証明書(課税証明書)

- 家計支持者(父・母)の「所得証明書」(課税証明書)を提出。
- 但し、「確定申告書(第一表、第二表)」を提出される場合は「所得証明書」の提出は不要です。
- 収入の有無、所得の種類に関わらず提出が必要です。(未提出の場合、選考を行うことができません。)

《所得証明書について》 所得金額が分かる書類です。市区町村により呼び名が違います。

- ・ 全ての収入・所得の種類と金額(無収入の場合でも総所得「0」と明記)、配偶者控除、扶養者控除等が記載されている公的書類です。
- ・ 書類の名称は自治体により異なる場合があります。所得がなく「所得証明書(課税証明書)」が発行できないと言われた場合、総所得「0」と記載された「非課税証明書」を提出してください。
- ・ 書類の発行方法については、各地方自治体の役所におたずねください。



- ・ 所得証明書は家計支持者全員(父・母)の提出が必要です。
- ・ 扶養内無職の専業主婦の場合でも、必ず提出してください。(収入の有無を確認します。)

記載内容：平成 28 年度所得証明書 (平成 27 年分の所得が記載されています。)

発行場所：市区町村役場。税務署ではありません。

使用目的：収入の有無と、所得の種類(給与所得、営業所得、不動産所得等)を確認します。

所得(課税)証明書						
賦課期日現在 住所	氏名			生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日生	
りつめい いちろう	平成 28 年度 (平成 27 年分)		合計所得金額	市民税 所得割 均等割	県民税 所得割 均等割	年税額
	2,660,000 円	23,100 円	2,500 円	15,300 円	1,000 円	41,900 円
所得の内 除の内 訳	給与総収入額	4,000,000 円	社会保険料	400,000 円		円
	給与所得	2,660,000 円	生命保険料	35,000 円		円
			配偶者特別控除額	330,000 円		円
			養育控除額	330,000 円		円
			扶養 配偶者 一般扶養 1 人 330,000 円		本人 障害	0 円
			特定扶養 人 0 円		配偶者及び扶養親族	
			老人扶養 人 0 円		普通障害 人 0 円	
			同居老親 人 0 円		特別障害 人 0 円	
			同居特別障害 人 0 円			

所得、収入の種類(内訳)と金額が記載されているか、確認して下さい。
無収入の場合、所得「0」と明記されているか、確認してください。

控除項目(配偶者控除、扶養控除、扶養の人数等)が「***」(アスタリスク)で目隠しされていないか、確認してください。

課税、非課税のみの証明となっている書面は不可です。

市民税非課税証明書	
住所	京都市〇〇区...
氏名	立命 花子
上記の者は地方税の規定により平成 年度は非課税であることを証明します。	
平成 年 月 日	市長

源泉徴収票 * 給与所得を得ている方

- 勤務先発行の平成 27 年分の「源泉徴収票」を提出（再発行可）
- 「所得証明書」（課税証明書）や「確定申告書」を提出した方でも、給与収入のある方は必要です。
- 平成 27 年 1 月から出願日までの期間中に、パートやアルバイト等で複数の勤務先でお勤めの方は、**全ての勤務先**の「源泉徴収票」を提出してください。
- 既に退職されていても、平成 27 年に勤務していた全勤務先の源泉徴収票の提出が必要です。
- 確定申告やその他手続きで、原本が手元がない方は、事業所（勤務先）にて再発行をしてください。

ここが平成 27 年

「寡婦・寡夫」欄に○印が記載されている場合、源泉徴収票をひとり親家庭であることの証明書類として扱うことができます。

中途就・退職の年月日の記載のある方は、現在の勤務先の「給与支払(見込)証明書」(13 ページ 参照)も合わせてご提出ください。

《「所得証明書」と「源泉徴収票」の金額一致について》

最新の「所得証明書」に記載されている「給与の総収入額」は、平成 27 年中に給与所得を得た事業所発行の「源泉徴収票」の「支払金額」の合計と一致します。

【例】母の勤務先・・・現在はB社で勤務中。
 A社 平成 26 年 1 月～平成 27 年 3 月 31 日退職
 B社 平成 27 年 4 月～現在勤務中

平成 28 年所得証明書

A社の平成 27 年源泉徴収票

B社の平成 27 年源泉徴収票

所得証明書の「給与の総収入額」

源泉徴収票の「支払金額」

A社 ￥ 1,000,000-

B社 ￥ 3,000,000-

計 ￥ 4,000,000-

* 全勤務先の源泉徴収票の合計と所得証明書の給与収入の金額が一致するように、書類をそろえてください。金額で不一致が生じ、源泉徴収票の金額が足りない場合、他にも給与収入が生じていた可能性があります。給与支払元について不明の場合、役所で確認できます。該当する勤務先の源泉徴収票が手元がない場合、すでに退職していても、再発行の手続きをしてください。

確定申告書（第一表・第二表）

- 平成 27 年度の第一表と第二表（控え）。
- 税務署が申告を受け付けたことがわかる状態（税務署受領印、税務署の受領印がない場合、電子申告受信通知のコピー等を添付）でご準備ください。
- 所得はあるが確定申告をする必要がなかった方は、「市（区・町・村）民税・県（都道府）民税申告書（控）」を提出してください。

《確定申告書について》

・自営業や代理店営業、外交員、公的年金受給者、農業所得者、配当所得者、複数の給与収入がある方等が税務署にて所得税及び復興特別所得税の申告をされた際の書類の控えです。

確定申告書に税務署の受付印のない場合、受領印にかわる書類が必要です。

- ・電子申告ではない場合、「還付金の通知ハガキ」「領収証書」「納税証明書(その2)（税務署にて発行）」のいずれかを添付。
- ・電子申告された場合、上記3つの書類か、「電子申告受信通知」「即時通知」「メール詳細」のいずれかを添付。

よくある提出間違い

- ・「申告内容確認票」「申告書等送付票（兼送付書）」、税理士や税理士事務所発行の「電子申告・申請等完了報告書」では受付できませんので、提出前に確認してください。



今年度の確定申告をされていない場合、各自治体の役所にて「市（区・町・村）民税・県（都道府）民税」の申告を行ってください。

例年「赤字だったので申告しなかった」「税理士に相談し申告する必要がないと言われた」との相談がありますが、奨学金出願には必要ですので、税務署で確定申告をしてください。

給与支払（見込）証明書 大学指定書式（巻末1）

- 平成 27 年 1 月 2 日以降に就職・勤務を開始し現在にいたる方は、事業所（勤務先）にて巻末書式「給与支払（見込）証明書」を作成していただき、提出してください。
- 現在の勤務先の就業年数が 1 年未満の方で、平成 27 年分の「源泉徴収票」（中途就・退職の部分に就職日の日付があるもの）が発行されている方はあわせて貼付してください。
- 事業所にて「給与支払（見込）証明書」の発行が難しい場合は、勤務先の「直近 3 ヶ月以上の給与明細のコピー」と雇用条件が記載されている「雇用契約書」を提出ください。

「給与明細」で提出された場合、以下の式を用いて大学の方で年額を推算します。

$$\begin{aligned} \text{計算式} \quad & \text{平均月額} \times 15 \\ & \text{平均月額} \times 12 \text{ (「雇用契約書」にて賞与無しであることが明記されている場合のみ)} \end{aligned}$$

平成 27 年 1 月以降に雇用形態の変化や病気等により収入に大幅な減少がある方で、「給与支払（見込）証明書」を任意で提出された方は考慮いたします。

退職に関する証明書

- 勤務先で退職年月日が証明できる「退職証明書」、「離職票」、「雇用保険受給資格者証」等のいずれか。ただし、源泉徴収票で退職日が確認できる場合は提出不要。

雇用保険受給資格者証（表裏両方） * 出願時点で雇用保険を受給中、または受給見込みの方

- 表面と裏面両方のコピーを提出してください。

第17条の2関係（第1面、第2面）

表面 雇用保険受給資格者証 (第1面)

1. 給 番 号 48010-10-000109-7	2. 氏 名 コトノ		
3. 被 保 険 者 番 号 4800-014551-0	4. 性 別 男	5. 離 職 時 年 齢 45	6. 生 年 月 日 3-400101
7. 求 職 番 号 12345			
8. 住 所 又 は 居 所			
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名) 安定所現金 (G)			
10. 資格取得年月日 100401	11. 離職年月日 220331	12. 離職理由 11	
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額 4,000	15. 給付制限	
16. 求職申込年月日 220401	17. 認 定 日 1型-月	18. 受給期間満了年月日 230331	
19. 基本手当日額 3,200	20. 所定給付日数 270	21. 通算被保険者期間 111230	
22. 離 職 前 事 業 所 名 労働市場センター株式会社			
23. 再就職手当支給歴			
24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村) 0 0 0 0			

安定所連絡メッセージ1
安定所連絡メッセージ2
管轄公共職業安定所又は
管轄地方運輸局所在地 〒177-0044 練馬区上石神井 センター 公共職業安定所長 奥安定
電話番号 03 3929 3311 交付 年 月 日 公共職業安定所長 奥安定 (公共職業安定所長印)

ハローワーク発行の書類
です。表面と裏面、どちら
のコピーも必要です。

裏面 (第3面)

氏名 _____

写真欄 文相番号 _____

3×2.5

行数	処理月日	規定(支給)期間日数	種類	支給金	残日数	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

折り曲げ線

行数	処理月日	規定(支給)期間日数	種類	支給金	残日数	備考
21						

収入・所得報告書（自営業その他所得の方用） 大学指定書式（巻末2）

- 平成27年1月以降に事業を開始した方は、巻末書式「収入・所得報告書」を用いて直近12ヶ月分の収支の実績（12ヶ月に満たない場合は見込み額）を報告してください。
- 「収入・所得報告書」には、営業状況を示す直近3ヶ月分の帳簿等のコピーを添付してください。

廃業証明書

- 破産、倒産、営業停止の場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」、「破産手続開始等の通知書」や裁判所による手続き関係書類などを添付してください。

児童扶養手当に関する証明書（特別児童扶養手当含む）

- 出願者本人の受給が終了しているが、弟妹が受給対象となっている場合、提出が必要です。
- 受給中の方は、住所地の市区町村より交付されている「児童扶養手当認定通知書」や「児童扶養手当証書」、「児童扶養手当支給停止通知書」等の氏名と金額のわかる部分を提出してください。

更新中で手帳が手元にない方は、「児童扶養手当証書保管証明書」を提出してください。

- 「児童扶養手当証書保管証明書」は、市区町村役場にて発行できます。
- 「保管証明書」に受給金額が記載されていない場合、受給金額の分かる「通帳のコピー」もあわせてご提出ください。
- 特別児童扶養手当を受給されている場合、「特別児童扶養手当証書」等の証明書を提出してください。

年金に関する証明書（老齢、遺族、障害等）

- 最新の「年金振込通知書（はがき）」、「年金額改定通知書（はがき）」等のコピーを提出。（氏名、発行日、受給金額が記載された部分が必要）
- 「年金振込通知書」の場合は、1年間の支給回数を余白に明記してください。

《年金に関する証明書類について》

・日本年金機構から支払われる公的年金を受給中の方には、毎年1回(6月頃)に日本年金機構から「年金振込通知」、物価等の変動に応じて年金額が改定された場合に、年金額等をお知らせする「年金額改定通知書」が送られます。

・日本年金機構以外の年金を受給されている場合
 企業年金や共済年金等の年金を受給中の方は、最新の支払額のわかる証明書類を提出ください。
 (月額のみ記載で年額不明の場合は、余白に振込回数を要記入。)

《遺族年金・障害年金》

- ・家計支持者(父・母)が受給中のものについて、証明書を提出ください。
- ・「年金振込通知書」や「年金額改定通知書」に記載されている金額から変更が生じている場合、「年金事務所」に相談の上、最新の受給額がわかる証明書類を別途発行手続きの上、ご提出ください。(例：年金支払通知書、支給額変更通知書など)

無職であることのできる書類 *被扶養者である配偶者、就学者は不要

- 家計支持者が現在、無職・無収入の場合
 - ア) 現在、求職中の場合：ハローワークカードなど求職中であることを証明する書類を提出。
 - イ) 病気や障害により就労ができない場合：医師による診断書、障害者手帳のコピーを提出。
 - ウ) 収入がなく預貯金を切り崩して生活している場合
 - エ) 祖父母等の親族から援助を受けている場合
 - オ) 年金や雇用保険、生活保護受給中の場合
- } 願書裏面の所定の欄に記入する。

保護決定(変更)通知書 *生活保護受給中の方対象

- 最新の「保護決定(変更)通知書」を提出。

家計支持者が海外在住で源泉徴収票や確定申告書が提出できない場合の証明書

- 公的機関発行の「年収証明書」と会社発行の「給与支払明細書」(賞与等を含む年額)を提出。
- 日本国内に居住する家族向けの手当を受給している場合、その年額を証明する会社発行の書類。
- 外国語で記載されている書類には全て、日本語訳を添付してください。

傷病手当金、休業補償金を受給中であることの証明書

- 傷病手当受給中の方は、健康保険組合から発行されている「傷病手当金支給決定通知書」の受給開始年月日及び受給金額が記載されている部分のコピーを提出。
- 休業補償金受給中の方は、労働基準監督署発行の休業補償金支給額の証明書のコピーを提出。

社会人学生で、学生本人が家計支持者・独立生計者の場合について

- 下記A、Bに該当する方は本人の希望により学生本人を家計支持者・独立生計者として認定し、本人(および配偶者)の収入のみで選考できる場合があります。学生オフィスにご相談ください。

- A. 学生本人(および配偶者)に一定の収入があり家族を扶養しており、本人および家族の生活費(学費を含む)の全てを賄っている方
- B. 学生本人に一定の収入があり、父母の扶養によらず独立した生計を営み、本人および家族の生活費(学費含む)の全てを賄っている方

提出書類 ア)イ)ウ)のすべて

- ア) 本人(および配偶者)の所得に関する証明書
- イ) 父母の所得に関する証明書
 - ・同居、別居、独立生計の有無を問わず父母・配偶者の「所得証明書」およびその他の所得に関する書類が必要です。
 - ・両親がともに死亡の場合は、その旨を願書の家庭事情欄に記入してください。
- ウ) 本人が父母等の扶養になっていないことを証明する書類(健康保険証の写し等)

家庭事情に関する書類

あなたと生計を一つにしている家族に、「家計に関する書類」だけではあらかずすることができない家庭事情がある場合には、下記を参考に証明書類を貼付台帳に貼り付けて提出してください。提出された証明書類に基づいて審査の上、家計収入より控除いたします。

証明書は全てコピーを提出

1. ひとり親家庭	
提出書類 (いずれか)	<ul style="list-style-type: none"> ・「所得に関する証明書類」に寡婦・寡夫が反映されているもの (例)P.11 源泉徴収票を参照 ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 学生本人を含む家族全員が記載されているもの。(親権者と本人の関係を確認させていただきます。) ・児童扶養手当に関する証明書(受給中のもの) ・遺族年金支払通知
2. 障がい者	
提出書類	障がい者手帳・療育手帳・被爆者手帳の番号および認定された等級、有効期限の記載部分
3. 介護認定者	
提出書類	介護者手帳の番号および認定された等級、有効期限の記載部分 但し、要介護3～5のみ対象(要支援、要介護1、2は控除対象外)
4. 長期療養者	
<p>長期療養とは、家族に6ヶ月以上にわたり療養中の人やまたは療養を必要とする人がいる場合 出願時点で既に治療を終えて通院をしていない方は対象外です</p>	
提出書類 (、両方提出)	<p>「長期療養報告書」(様式:巻末3)</p> <p>平成28年4月から平成28年9月分(直近6ヶ月分)の治療費の領収書コピー(3月から8月でも可)</p>
5. 単身赴任	
提出書類 (、両方提出)	<p>単身赴任証明書(様式自由:勤務先公印押印のこと)</p> <p>*会社発行の証明書がない場合は、給与明細に単身赴任の事実のわかる記載があるものでも可 自己負担分の直近1ヶ月分の領収書・請求書等(住居費/水光熱費に限る)</p>
6. 就学者	
出願者本人の兄弟姉妹に、高校生以上の就学者がいる場合	
提出書類	生徒証、学生証(ともに発行年月日、有効期限のわかる部分)、または在学証明書

参考資料

提出書類のモデルケース

以下のモデルケースはあくまでも一例であり、各ご家庭の状況によって提出の必要な書類は異なります。

【例1】父（会社員 平成26年12月以前より勤務）・母（専業主婦）・兄（私立大学生）・本人

	必要書類
父（会社員）	所得証明書（平成28年度）・源泉徴収票（平成27年分）
母（無職）	所得証明書（平成28年度） <u>金額が“0”と記載されているもの</u>
兄（大学生）	学生証
本人	健康保険証のコピー

【例2】父（会社員 平成27年1月以降に就職）・母（パート）・祖父（年金受給）・本人

	必要書類
父（会社員）	所得証明書（平成28年度）・源泉徴収票（平成27年分） 給与支払（見込）証明書（巻末1） 退職証明書 <u>2015年1月以降に前の職場を退職している場合</u>
母（パート）	所得証明書（平成28年度分）・源泉徴収票（平成27年分）
祖父	必要なし
本人	健康保険証のコピー

【例3】母（無職 遺族年金受給）・祖母（介護認定者3級）・本人・妹（中学生）

	必要書類
母（無職）	非課税証明書（平成28年度） <u>金額が“0”と記載されているもの</u> 遺族年金の振込通知ハガキ 児童扶養手当認定通知書
祖母（介護認定者3級）	介護者手帳の番号及び認定された等級が記載されている部分のコピー
妹（中学生）	必要なし
本人	健康保険証のコピー

【例4】父（無職 平成27年1月以降に失職）・母（会社員）・本人

	必要書類
父（無職）	所得証明書（平成28年度） 源泉徴収票（平成27年中に退職日までの給与収入があれば） 退職証明書 <u>2015年1月以降に前の職場を退職している場合</u> 雇用保険受給資格者証 （受給していないもしくは、受給を終了している場合は、現在無職であることが分かる書類 例：ハローワークカードのコピー）
母（会社員）	所得証明書（平成28年度）・源泉徴収票（平成27年分）
本人	健康保険証のコピー

巻末

巻末 1 給与支払（見込）証明書

巻末 2 収入・所得報告書
（自営業等その他所得の方用）

巻末 3 長期療養報告書

証明書をご発行いただく事業主様へ

使用目的:この証明書は、立命館大学における奨学金の選考にのみ用いるものです。

証明内容:「就職以後1年間の給与支払(見込)額」を証明するものです。課税対象となる金額の支払総額(賞与、臨時手当等も含む)が証明の対象です。(所得税法上非課税となる通勤に要する手当などを除く)

2016年度版

給与支払(見込)証明書

勤務者氏名 _____

住 所 _____

就職年月日	年	月	日		
就職年月日以後1年間の 給与支払(見込)額 (賞与・臨時手当等を含む)	年 額		円		
年収に大きく変動がある場合は、その理由をご記入ください。					
扶 養 家 族					
氏 名	続 柄	年 齢	氏 名	続 柄	年 齢

この証明書は、奨学金の選考にのみ有効なものであり、証明の対象となる方の今後の労働条件を保証するものではありません。

上記の通りであることを証明します。

_____年 月 日

事業所所在地

事業所名

電話番号

代表者氏名

印

**【提出・問合せ先】立命館大学
衣笠 学生オフィス**

〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町 56-1
:075-465-8168/8494 FAX:075-465-8169

BKC 学生オフィス

〒525-8577 滋賀県草津市野路東 1-1-1
:077-561-2854/3972 FAX:077-561-3954

OIC 学生オフィス

〒567-8570 大阪府茨木市岩倉町 2-150
:072-665-2130/2347 FAX:072-665-2139

収入・所得報告書(自営業等その他所得の方用)

会社経営者および役員の方は使用できません。

学部・回生	学部	回生	氏名	
学生証番号				

事業主氏名		業種	
屋号			

(単位:万円)

	収入(売上)	経費	所得	実績 or 見込
月				実績・見込
合計				

開業日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

売上・所得の状況が確認できるよう、開業後直近12ヶ月分の実績(12ヶ月に満たない場合は見込額)を記入してください。合わせて直近3ヶ月分の帳簿のコピーを添付してください。

収入・所得は上記のとおりであることを報告いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(自営業者本人)

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(会計・税務責任者) 税理士・会計士・()

住所 _____

住所 _____

氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

【提出・問合せ先】立命館大学

衣笠 学生オフィス

〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町 56-1
:075-465-8168/8494 FAX:075-465-8169

OIC 学生オフィス

〒567-8570 大阪府茨木市岩倉町 2-150
:072-665-2130/2347 FAX:072-665-2139

BKC 学生オフィス

〒525-8577 滋賀県草津市野路東 1-1-1
:077-561-2854/3972 FAX:077-561-3954

長期療養報告書

	学部	回生	氏名	
学生証番号		-		
長期療養者氏名			学生本人 との続柄	
長期療養病名				
長期療養期間	年 月から現在まで (月間)			

最新6ヶ月分の領収書を提出してください。(請求書は不可)

領収書が複数の場合は、日付順に並べ、月ごとにまとめてホッチキス留めしてください。

領収書の無いものは控除できません。

一度提出された領収書は返却できませんので、原本が必要な方はコピーを提出してください。

領収書の氏名はフルネームで書かれているものを提出ください。

自己負担金額内訳		
		本人負担額
最新 6 ヶ 月 分	年 月分	円
	年 月分	円
合 計		円

領収書の合計金額と同じ金額を記入してください。

領収書は封筒等に入れて提出してください